

特245

57

昭和十六年十月

住宅営團の葉

住宅営團



0035790-000

特245-57

住宅営團の葉

住宅営團・編

住宅営團

昭和16

AGE

特245
57



目次

住宅の性質

非營利的なるも收支の適合を計る

住宅の設置の趣旨

生産力擴充と銃後の生活不安除去

三、住宅營團の主たる事業

五年間に三十萬戸の小住宅建設

四、住宅營團の供給する住宅

健康的なる小住宅

五、住宅規格の統一及設計の標準化

庶民住宅改良と、大量生産に依る建築費の低廉を圖る

六、住宅營團の住宅供給方法

月賦分譲と貸家

九 八 五 四 二



住宅の性質

七、住宅營團と貸家營業

住宅營團が出来ても貸家業者に不安はない

八、その他、附帶事業

住宅の建設及經營の受託、建築資金の貸付、住宅賣買の仲介

九、舊同潤會の事業の繼承

住宅經營の外、豫定計畫をも繼承遂行す

附 録

住宅營團法

住宅營團法施行令

住宅營團定款

住宅營團、支所の所在地

役員及主なる職員

二

一一

一三

一七

二八

三九

五〇

五一

住宅營團の葉

一、住宅營團の性質

非營利的なるも收支の適合を計る

本年の議會で「住宅營團法」「農地開發營團法」「帝都高速度交通營團法」の三つの營團法が通過して、「住宅營團」「農地開發營團」「帝都交通營團」の三つの「營團」と云ふ新しい企業形態が生れた。營團は株式會社でもなければ、社團法人でもなく、財團法人でもない。それは特別法に依つて出來た特殊の法人である。營團の法律上の性質に就ては學者の間に多くの議論を生ずるであらうし、又住宅營團と他の二つの營團とは組織を異にする點もあるが、住宅營團は住宅經營財團を要約したものであると説明せられてゐる。營團には株主もなければ、社員もない。理事長以下役員は凡て政府の任命にかゝるものである。

住宅營團の資本金一億圓は全額が政府の出資であり、その配當は三分五厘以下に制限せられて居り、又政府の保證を受けて資本の十倍即ち十億圓の借入金を得ることが出来る。加ふるに事業用に供する住宅の建設、その他附帯施設のため土地を収用するには土地收用法の適用を受け、又所得税、營業稅、登録稅、不動産所得稅、印紙稅等を免除される特權を持つてゐる。(住宅に對する家屋稅は免除されない)。故にそれは國策會社よりも一層非營利性、公益性の強いものであるが、併しそれは何處までも收支の適合を原則とし、貸借對照表を作つて政府の監督を受ける一つの企業であつて、民法上の公益法人殊に社會事業や慈善事業の團體とは性質を異にする。このことは住宅の經營に於て家賃及分讓賦金を如何に決定するかに就て根本的條件となるものである。

二、住宅營團設立の趣旨

生産力擴充と銃後の生活不安除去

日支事變以來茲に四年有餘、この間我國は開關以來未曾有の戰爭を遂行しつゝ、同時に外は東亞共榮圈の確立に従事し、内は變轉極りなき世界の情勢に呼應して高度國防國家の建設に主力を傾けつゝある。この戰爭と、建設と、軍備大擴張との三大事業を同時に遂行することは至大の難事業であつて、この事業が實行出来るか否かは一にかゝつて生産力の擴充が豫期の如く行はれるか否かにある。而して生産力擴充の爲には之に要する勞働力を動員し、銃後國民に生活不安なからしめる事を必要とし、これが爲には住宅供給の確保は食料の確保に次で缺くべからざる重要施設となるのである。

然るに事變以來建築費の騰貴、資材、勞力の不足、その他各般の事情相俟つて住宅の新築はその需要に及ばざること遠く、都市殊に生産擴充工業の旺んなる新興工業都市に於ける住宅不足は漸く甚しきを加へ住宅難の聲は巷に喧しきものがある。工業都市に於ては六疊の間に六人の人が住んで居るとか、一室に衝立を置いて二夫婦が住んで居るとか、夜業のものと晝業のものが同じ室を交替に使用して居るとか、住宅のない爲に通勤に往復四五時間以上もかゝるとか、云ふが如き話は屢々聞く所である。或は轉任を命ぜられても家がないから家族が呼べないとか、結婚しても住むに家がないとか云ふ事も屢々

聞く所である。それは悲惨なる人道問題であると共に、生産力擴充の爲には大なる障害である。事變下に於ては住宅改良の餘裕はないとしても、生産力擴充に必要な勞務者其の他庶民の住宅は何をおいても之を供給することをなさなければならぬ。それは正に生産力擴充事業の一環をなすものであるからである。さればこそ住宅營團は非常時局下貴重なる物資の優先的配給を受け、資金の多額の融通を認められて、これ等勞務者その他庶民の住宅供給の事業を遂行せんとするものである。

三、住宅營團の主たる事業

五年間に三十萬戸の小住宅建設

現下我國に於て何程の住宅が不足して居るかを數字的に表す事は六ヶしい。厚生省では我國の新築を要する住宅は今後年三十萬戸と計算して居るが、現下に於ける激しい人口の移動と數年來新築は需要に及ばなかつたことを思へば現下の住宅新築必要數はもつと多いかも知れない。

然し住宅營團は一手に獨占的にこれらの必要住宅の凡てを建設せんとするものではない。住宅營團の現在の計畫は五年間に三十萬戸の小住宅を建設せんとするにある。住宅營團は本年五月一日設立登記を了へて事業を開始したのであるが、第一年即ち本年度に於ては準備その他のため時日を要することも尠くないのであるから三萬戸を建て、來年度は六萬戸、更來年度より三年間は毎年七萬戸づつ、合計五年間に三十萬戸を新築する豫定である。之が爲に一億圓の資本金の外に十億圓の借入金をも爲す計畫になつて居る。この計畫が樹立せられた後建築費は騰貴の傾向あり、十一億の資金を以つて果して三十萬戸の小住宅が建つかどうかは將來の一問題であるが、五年間に三十萬戸では上記厚生省の住宅新築所要數の五分の一に過ぎない。住宅營團が民間の貸家建築其他と協力するに非ざれば住宅難を打開することが出来ない事はこの點よりも明かである。

四、住宅營團の供給する住宅

健康的なる小住宅

我國は國土狹小自然の資源に恵まれざるに、多數の人口を擁し、更に之を増加して、而も食料その他必需品を可及的自給自足せんとする。加ふるに事變の進展と共に物資勞力共に不足の時代である。かゝる際に於て管團の建築せんとする住宅が、生活必要最小限度に切りつめたものであるべきは言ふまでもない。住宅の必要最小限度は家族の數其他に依つて多少の差あるべきを以つて若干の規模の種類を設ける必要がある。現在の所では住宅管團の建てる家は次の六種の型に分れて居る。

| 室數 | 一戸の標準坪數 |
|----|--------------|
| い型 | 九坪 |
| ろ型 | 二又は三 十二坪 |
| は型 | 三 十五坪 |
| に型 | 三又は四 十八坪 |
| ほ型 | 四 二十一坪 |
| へ型 | 四又は五 二十四坪 |

上記の如き小住宅を多數造る事は貧民窟を作る事となりはしないかとの懸念を持つ人があるが、この懸念を無くする爲に住宅管團の家は在來の勞働者住宅と異なり、一定の集團住宅計畫の下に道路、廣場、綠地等を取り、更に兒童遊園、集會所、託兒所、浴場市場、店舗、診療所の如き厚生施設を設け、尙建築面積に對する敷地も裕かにとる。我國從來の勞務者住宅の建築面積(延坪)は敷地面積の七、八割甚しきは十割以上に及び、加ふるに道路公共廣場が極めて不充分である。都市の貧民窟の不衛生不潔なるは主としてかゝる土地の狹隘なるに因る。住宅管團の家の敷地面積は建坪の二倍乃至三倍或はそれ以上とし、外に集團住宅計畫地全體の三割内外を道路、廣場等の公共用を取るから廣々としたことは在來の勞務者住宅とは比較すべくもない。住宅管團の家は質素な小住宅ながら快活な環境の下に日當り通風のよい衛生的、能率的なものであつて、興隆國家の庶民住宅として相應しきものたらんことを期して居る。

五、住宅規格の統一、及設計の標準化

庶民住宅改良と、大量生産に依る建築費の低廉を圖る

住宅管團の家は道路、廣場、其の他の公共地を廣くとり、且敷地面積の建築面積に對する割合を大とするため土地代金は在來の庶民住宅よりは遙かに多くかゝる。加ふるに管團の住宅は相當の廊下、押入等を取るから疊一疊當りの建築費は民間のそれよりは高くなるであらう。

他方に於て住宅管團は住宅規格を統一し、設計を標準化するを原則とする。住宅に一定の規格を定めることは一面に於て住宅の質を向上し使ひ勝手のいゝ家を建てると共に之に依つて大量生産に依る建設費を廉價ならしめることを目的とする。而してこの管團住宅の規格は一般民間の小住宅にも利用されるであらうから、これによつて、我國庶民住宅の向上することとなるであらう。

六、住宅管團の住宅供給方法

月賦分譲と貸家

都市に於て勞務者その他の庶民の七割乃至八割は貸家に住むのが現状である。人は家族の増減に伴ひ、又職場の移動に伴ひ住居を移動することを必要とするので、この點よりは持家よりも貸家が便利である。然し生活の安定及思想の安定と云ふ點より云へば各人がその家を所有することが望ましい。又經濟上の見地から云ふと持家の方が家や建具も大切にすから修繕を要することも少くて済む。

斯様に貸家と持家とは一得一失であるが、住宅管團は社會政策的の見地、住宅の經濟且は一般貸家業者との競争となることをさけるために貸家は總體の三分の一程度に止めなるべく多く月賦分譲の住宅を建てる計畫である。

管團の事業は非營利的、公益的であるが、併し原則として收支の適合は之を圖らねばならぬ。即ち住宅の賃貸又は分譲は實費主義に基いて經營するものであつて、従つて家

賃は (一) 地代 (二) 敷地に對する地租その他の公課 (三) 建物原價償還金 (四) 建物に對する家屋税その他の公課 (五) 保険料 (六) 修繕費 (七) 管理事務費 (八) 損失補填金の合計額が標準となつて定まり、又分讓賦金は (一) 敷地及建物の原價償還金 (二) 敷地、建物に對する地租、家屋税その他の公課 (三) 保険料 (四) 管理事務費 (五) 損失補填金の合計額が標準となつて定まる。要するに土地、建物の原價を償却し、併せて住宅經營に要する諸經費を回收することを限度とし、それ以上何等の利得を得んとするものでない。

加ふるに營團の資本は全額政府の出資であつて民間普通の資本の如く配當を必要とするものでなく、又住宅債券の發行に依つて借入る、借入金も多くは大藏省預金部資金又は簡易保險積立金の如きものが豫定せらるゝ關係上比較的低利の資金であるから、之等を資本として實費主義を以て經營せらるゝ營團の住宅の家賃又は分讓賦金が實質上割高のものでないといふことは容易に斷言出来ることである。

七、住宅營團と貸家營業

住宅營團が出来ても貸家業者に不安はない

住宅營團に關して世上多くの誤解があるが、その一つは住宅營團は配當の要らない資本金及低利の借入金で以て大規模に且非營利的に住宅の建設及び經營をなすが故にもはや一般私人の貸家建築は無用なりとし、或は一般私人は到底住宅營團の競争に堪えないといふのであるが、之は誤解である。

住宅營團は前述の如く種々政府の保護を受け、非營利主義で住宅を建設經營するものであるが、他方に於て土地を廣くとり、その住宅は質の良いものを建てるから、疊一疊當りの土地代及建築費は民間貸家建築に比して安くはならない事が多からう。而して住宅營團は補助金を受けるものでなく收支の適合を計る企業であるから、建築費が高くなれば家賃の高くなることを免れない。家賃を比較する場合に於ては家の質の良否、敷地の廣さ等よりは、簡単に疊一疊當りの家賃を比較する事が通例であるが、この方法によ

ると住宅管團の貸家は一般貸家に比し必ずしも安くない事となる。加ふるに住宅管團は我國所要新築住宅の五分の一を充すにすぎないものであるから、一般貸家に對する需要尙廣いのであり、貸家業者は何等不安なくその經營を續けることが出来る筈であつて宜しく住宅管團と協力して、現下の住宅難打開のため進むべきである。尙住宅管團は分讓を主とし、貸家を従とするから、その點に於ても貸家業者と競争することとならない事は上に述べた通りである。政府が貸家組合法を設け貸家業者にも資材の供給、低利資金の融通等をなすを見ても我國住宅難打開のためには住宅管團の設立のみを以て足れりせず、一般民間貸家業者の活潑なる事業經營を望んで居ることがわかる譯である。

八、その他、附帶事業

住宅の建設及經營の受託、建築資金の貸付、住宅賣買の仲介

住宅管團は自ら住宅を建設及經營し、之に伴ふ公益事業(水道、バス等)及厚生施設(兒童遊園、市場、浴場、保育所、授産所、集會所等)の經營を行ふことを本來の業務と

するが、その他に (一) 民間等より必要に應じて庶民住宅の建設及經營の委託を受け或は (二) 貸家組合、産業組合、住宅組合等に對し住宅建設の資金を貸付け、或は (三) 住宅の賣買、貸借の仲介をなす等の附帶事業を行ふこととなつて居る。住宅建設の委託に就ては同潤會に於て既に引受けた住宅五、五六八戸及獨身者向共同宿舍二、七五〇人分竝に同潤會に於て或程度交渉を進めて居つた住宅一、一八〇戸は本管團に於て引受け工事を遂行するも、新たなる要求に就いては、差當り固有の建設計畫で精一杯で餘力が乏しい。之等の附帶事業に對しては將來漸次餘力を作つて之にも力を注ぐ筈である。

九、舊同潤會の事業の繼承

住宅經營の外豫定計畫をも繼承遂行す

同潤會は大正十二年關東大震災に際し義捐金中より一千萬圓の寄附を受け之を基金として住宅の建設供給を目的として設立せられた財團法人である。事業の進捗に伴ひ當初の基金の外に政府より低利資金の融通を受けて専ら庶民住宅の建設及經營に當つたので

あつて、震災後の住宅供給に寄與すると共に我國アパートメント及住宅の月賦分譲に貢獻した所尠しとしない。今回住宅管團の設立に當り其の一切の財産を之に寄附して解散し住宅管團は之を繼承することゝなつた。

同潤會に於て經營した住宅の數は次の通りである。

| | | |
|------------|------|--------|
| 木造貸家 | 一四ヶ所 | 三、六六〇戸 |
| アパート(鐵筋構造) | 一六ヶ所 | 二、七三八戸 |
| 分譲住宅(木造) | 三三ヶ所 | 一、三三一戸 |
| 計 | 六三ヶ所 | 七、七〇九戸 |

右の外同潤會に於て委託を受けた住宅建設は住宅管團に於て引受け遂行する事上記の如く、尙、同潤會に於て計畫中に係る勞務者用分譲住宅一七九八戸は管團に於て目下工事を進めて居る。

附 録

住宅營團法

(昭和十六年三月六日
法律第四十六號)

昭和十六年四月七日施行

第一章 總 則

第一條 住宅營團ハ勞務者其ノ他庶民ノ住宅ノ供給ヲ圖ルコトヲ目的トス

住宅營團ハ法人トス

第二條 住宅營團ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク

住宅營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 住宅營團ノ資本金ハ一億圓トス

第四條 政府ハ一億圓ヲ住宅營團ニ出資スベシ

政府ハ土地ヲ以テ出資ノ目的ト爲スコトヲ得

第五條 住宅營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的

二 名稱

- 三 事務所ノ所在地
 - 四 資本金額及資産ニ關スル事項
 - 五 役員及會議ニ關スル事項
 - 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
 - 七 住宅債券ノ發行ニ關スル事項
 - 八 會計ニ關スル事項
 - 九 公告ノ方法
 - 十 定款變更ノ方法
- 定款ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得
- 第六條 住宅營團ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス
前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
- 第七條 住宅營團ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ
北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ住宅營團ノ事業、建物ノ建設若ハ取得又ハ土地ノ取得ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ住宅營團ノ事業ニ對シテハ特別ノ事情ニ基キ內務大

臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 第八條 住宅營團ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第九條 住宅營團ニ非ザル者ハ住宅營團ナル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ
- 第十條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條、第五十五條及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ住宅營團ニ之ヲ準用ス

第二章 役員

- 第十一條 住宅營團ニ理事長副理事長各一人、理事四人以上及監事二人以上ヲ置ク
理事長ハ住宅營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
副理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ住宅營團ヲ代表シ理事長ヲ輔佐シテ住宅營團ノ業務ヲ掌理ス
副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ住宅營團ヲ代表シ理事長及副理事長ヲ輔佐シテ住宅營團ノ業務ヲ掌理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長及副理事長共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長及副理事長共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ住宅營團ノ業務ヲ監査ス

第十二條 理事長、副理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズ

理事長、副理事長及理事ノ任期ハ三年監事ノ任期ハ二年トス

第十三條 理事長、副理事長及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十四條 理事長、副理事長及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 住宅營團ニ評議員若干人ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズ

評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

第三章 業 務

第十六條 住宅營團ハ左ノ業務ヲ行フ

一 住宅ノ建設及經營

二 住宅ノ建設及經營ノ受託

三 一圃地ノ住宅ノ建設又ハ經營ノ場合ニ於ケル水道、乗合自動車、市場、食堂、浴場、保育所、授産場、集會所其ノ他ノ施設ノ建設及經營

四 住宅ノ建設ノ爲ニスル資金ノ貸付

五 住宅ノ賣買及貸借ノ仲介

六 前各號ノ業務ニ附帶スル事業

第十七條 住宅營團ハ其ノ住宅及前條第三號ノ施設ノ用ニ充ツル爲必要ナル土地又ハ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ土地收用法ヲ適用ス

第一項ノ規定ニ依リ收用又ハ使用シタル土地又ハ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ノ處分及管理ニ關

シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ所有ニ屬スル土地ハ隨意契約ニ依リ住宅營團ニ之ヲ讓渡又ハ貸付スルコトヲ得

第四章 住宅債券

第十九條 住宅營團ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ住宅債券ヲ發行スルコトヲ得

第二十條 住宅債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

住宅債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十一條 住宅營團ハ住宅債券借換ノ爲一時第十九條ノ制限ニ依ラズ住宅債券ヲ發行スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ住宅債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊住宅債券ヲ償還スベシ

第二十二條 政府ハ住宅債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得

第二十三條 住宅債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十四條 住宅營團ニ於テ住宅債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十五條 住宅債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第二十六條 住宅債券ノ所有者ハ住宅營團ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債券ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトヲ得ズ

第二十七條 所得税法及有價證券移轉税法中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ住宅債券ニ之ヲ準用ス

第二十八條 本章ニ規定スルモノヲ除クノ外住宅債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 會計

第二十九條 住宅營團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス

第三十條 住宅營團ハ每事業年度ニ於ケル剩餘金中ヨリ勅令ヲ以テ定ムル積立金ヲ控除シテ猶殘額アルトキハ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ得 但シ拂込ミタル出資額ニ對シ年三分五厘ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十一條 住宅營團ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

- 一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得ヲ爲スコト
- 二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト
- 第三十二條 住宅營團ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス
- 債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第六章 監督

- 第三十三條 住宅營團ハ主務大臣之ヲ監督ス
- 第三十四條 住宅營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第三十五條 住宅營團ハ毎事業年度ノ初ニ於テ事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セシトスルトキ亦同ジ
- 第三十六條 主務大臣ハ住宅營團ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
- 第三十七條 主務大臣ハ特ニ住宅營團監理官ヲ置キ住宅營團ノ業務ヲ監視セシム

- 住宅營團監理官ハ何時ニテモ住宅營團ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得
- 住宅營團監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ住宅營團ニ命ジテ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得
- 住宅營團管理官ハ住宅營團ノ諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得
- 第三十八條 役員ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第七章 罰則

- 第三十九條 左ノ場合ニ於テハ住宅營團ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス
- 一 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
- 二 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ
- 三 第十九條又ハ第二十一條第二項ノ規定ニ違反シ住宅債券ノ發行ヲ爲シ又ハ償還ヲ爲サザルトキ
- 四 第三十一條ノ規定ニ違反シ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ
- 五 主務大臣ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

六 第三十七條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル住宅營團監理官ノ検査ヲ拒ミ、妨グ若ハ忌避シ又ハ其ノ命ズル報告ヲ爲サザルトキ

第四十條 左ノ場合ニ於テハ住宅營團ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

二 第三十二條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ、又ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ

第四十一條 第九條ノ規定ニ違反シ住宅營團ナル名稱ヲ用ヒタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

第四十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十六年四月四日勅令三百九十九號ヲ以テ昭和十六年四月七日ヨリ施行)

第四十三條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ住宅營團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第四十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十五條 定款ニ付主務大臣ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク出資ノ第一回ノ拂込ヲ稟請スベシ

第四十六條 出資ノ第一回ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク其ノ事務ヲ住宅營團理事長ニ引

繼グベシ

第四十七條 住宅營團ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第四十八條 登録税法中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「蠶絲共同施設組合」ノ上ニ「住宅營團」ヲ「蠶絲業法」ノ上ニ「住宅營團法」ヲ

加フ

同條第十八號中「庶民金庫」ノ下ニ「又ハ住宅營團」ヲ加ヘ「業務」ヲ「事務所」ニ改ム

同條ニ左ノ一號ヲ加フ

十九 住宅營團ガ住宅營團法第十六條第一號、第三號又ハ第四號ノ業務ノ爲ニスル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

第四十九條 印紙税法中左ノ通改正ス

第五條第七號ノ前ニ左ノ一號ヲ加フ

六ノ四 住宅營團ノ業務ニ關スル證書帳簿及住宅債券

住宅營團法施行令

(昭和十六年四月四日)
勅令第四百號

二八

第一章 登記

第一條 住宅營團ノ設立ノ登記ハ出資ノ第一回ノ拂込アリタル日ヨリ二週間以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所
- 四 資本金額及拂込資本金額
- 五 理事長、副理事長、理事及監事ノ氏名及住所
- 六 副理事長又ハ理事ノ代表權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限
- 七 公告ノ方法

住宅營團ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後一週間以内ニ從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第二條 住宅營團ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス

主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第三條 住宅營團ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

住宅營團ガ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ三週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間以内ニ第一條第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第四條 第一條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五條 住宅營團法第十三條ノ代理人ヲ選任シタルトキハ二週間以内ニ之ヲ置キタル事務所ノ所在地ニ於テ代理人ノ氏名、住所及代理人ヲ置キタル事務所並ニ代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ變更及代理人ノ代理權ノ消滅ニ付亦同ジ

第六條 住宅債券ヲ發行シタル場合ニ於テ第二十二條ノ拂込アリタルトキ又ハ第二十四條ノ賣出期間満了シタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ住宅債券ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ニハ第十九條第二項第二號乃至第六號ニ掲グル事項ヲ掲ゲルコトヲ要ス

第四條ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第七條 登記スベキ事項ニシテ厚生大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第八條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滯ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第九條 住宅營團ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス各登記所ニ住宅營團登記簿ヲ備フ

第十條 設立ノ登記ハ理事長、副理事長、理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令ニ依ル登記ハ理事長ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第十一條 設立登記ノ申請書ニハ定款、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面並ニ理事長、副理事長、理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十二條 住宅營團法第十三條ノ代理人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ代理人ノ選任ヲ證スル書面及代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十三條 住宅債券ノ登記ノ申請書ニハ住宅債券ノ引受ヲ證スル書面、住宅債券申込證及各住宅債券ニ付第二十二條ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面又ハ第二十四條ノ賣出期間内ニ於テ賣上ゲタル住宅債券ノ總額ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第十四條 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第一條第二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第十五條 前條ノ規定ハ第五條ノ規定ニ依リ登記シタル事項ノ變更及住宅營團法第十三條ノ代理人ノ代理權ノ消滅並ニ住宅債券ニ關スル登記事項ノ變更ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十六條 非訟事件手續法第四百二十二條乃至第五百十一條ノ六及第五百十四條乃至第五百十七條ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

第二章 收用又ハ使用シタル土地又ハ土地ニ關ス 所有權以外ノ權利ノ處分及管理

第十七條 住宅營團ハ住宅營團法第十七條第一項ノ規定ニ依リ收用又ハ使用シタル土地ヲ其ノ土地ノ上ニ存スル住宅又ハ施設ト共ニスルニ非ザレバ讓渡又ハ貸付スルコトヲ得ズ但シ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタルトキ又ハ收用シタル土地ニ付其ノ收用ノ時期ヨリ二十年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

住宅營團法第十七條第一項ノ規定ニ依リ收用シタル土地ヲ其ノ土地ノ上ニ存スル住宅又ハ施設ト共ニ住宅營團ヨリ讓渡スル場合ニ於テハ其ノ讓渡ハ土地收用法第六十六條ノ規定ノ適用ニ付其ノ土地ヲ不用ニ歸セシムルモノニ非ザルモノトス其ノ讓受ケタル者ガ住宅營團ニ其ノ土地ヲ讓渡スル場合ニ於テ其ノ讓渡ニ付亦同ジ

第十八條 前條ノ規定ハ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ニシテ住宅營團法第十七條第一項ノ規定ニ依リ收用又ハ使用シタルモノニ之ヲ準用ス

第三章 住宅債券

第十九條 住宅債券ノ募集ニ應ゼントスル者ハ住宅債券申込證ニ通ニ其ノ引受クベキ住宅債券ノ數及住所ヲ記載シ之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス
住宅債券申込證ハ理事長之ヲ作成シ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 住宅營團ノ名稱
- 二 住宅債券ノ總額
- 三 各住宅債券ノ金額
- 四 住宅債券ノ利率
- 五 住宅債券償還ノ方法及期限
- 六 利息支拂ノ方法及期限
- 七 住宅債券發行ノ價額又ハ其ノ最低價額
- 八 住宅營團ノ資本金額及拂込資本金額
- 九 舊住宅債券借換ノ爲住宅營團法第十九條ノ制限ニ依ラズ住宅債券ヲ發行スルトキハ其ノ旨

十 前ニ住宅債券ヲ發行シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額

住宅債券發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ應募者ハ住宅債券申込證ニ應募價額ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十條 前條ノ規定ハ契約ニ依リ住宅債券ノ總額ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用ヒズ住宅債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ガ自ラ住宅債券ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テ其ノ一部ニ付亦同ジ

第二十一條 住宅債券ノ應募總額ガ住宅債券申込證ニ記載シタル住宅債券ノ總額ニ達セザルトキト雖モ住宅債券ヲ成立セシムル旨ヲ住宅債券申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ住宅債券ノ

總額トス

第二十二條 住宅債券ノ募集ガ完了シタルトキハ理事長ハ遲滯ナク各住宅債券ニ付其ノ全額ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第二十三條 住宅債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ自己ノ名ヲ以テ住宅營團ノ爲ニ第十九條第二項及前條ニ定ムル行爲ヲ爲スコトヲ得

住宅債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ニ以上アルトキハ前項ノ行爲ハ共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十四條 賣出ノ方法ニ依リ住宅債券ヲ發行セントスルトキハ理事長ハ左ノ事項ヲ公告スルコトヲ

要ス

一 賣出期間

二 住宅債券賣出ノ價額

三 第十九條第二項第一號乃至第六號及第八號乃至第十號ニ掲グル事項

四 第二十五條ニ規定スル事項

第二十五條 賣出期間内ニ賣上ゲタル住宅債券ノ總額ガ前條ノ規定ニ依リ公告シタル住宅債券ノ總額ニ達セザルトキハ其ノ賣上總額ヲ以テ住宅債券ノ總額トス

第二十六條 住宅債券ハ全額ノ拂込アリタル後ニ非ザレバ之ガ證券ノ發行ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十七條 住宅債券ニハ第十九條第二項第一號乃至第六號ニ掲グル事項及證券番號ヲ記載シ理事長之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

賣出ノ方法ニ依リ發行スル住宅債券ニハ第十九條第二項第二號ニ掲グル事項ヲ記載スルコトヲ要セズ

第二十八條 理事長ハ主タル事務所ニ住宅債券原簿ヲ備置クコトヲ要ス

債權者ハ業務時間内何時ニテモ住宅債券原簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第二十九條 住宅債券原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 住宅債券ノ數及番號

二 住宅債券ノ證券發行ノ年月日

三 第十九條第二項第二號乃至第六號ニ掲グル事項

住宅債券ヲ記名ト爲シタルトキハ前項ニ掲グル事項ノ外其ノ住宅債券ノ所有者ノ氏名及住所竝ニ取得ノ年月日ヲ住宅債券原簿ニ記載スルコトヲ要ス

第三十條 記名住宅債券ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ住宅債券原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ證券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ住宅營團其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

記名住宅債券ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキハ質權者ノ氏名及住所ヲ住宅債券原簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ住宅營團其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第三十一條 住宅債券應募者ニ對スル通知又ハ催告ハ住宅債券申込證ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ住宅營團ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル未ダ住宅債券ノ證券ノ發行ヲ爲スニ至ラザル場合ニ於テ住宅債券權利者ニ對スル通知又ハ催告ニ付亦同ジ

記名住宅債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ住宅債券原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ住宅營團ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル前二項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

無記名住宅債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ公告ノ方法ニ依ルコトヲ得

第三十二條 無記名住宅債券ヲ償還スル場合ニ於テ欠缺セル利札アルトキハ之ニ相當スル金額ヲ償還額ヨリ控除ス但シ既ニ支拂期ノ到來シタル利札ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ利札ノ所持人ハ何時ニテモ之ト引換ニ控除金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

第四章 積立金

第三十三條 住宅營團ハ每事業年度ニ於ケル剩餘金中ヨリ左ノ積立金ヲ積立ツルコトヲ要ス

一 普通積立金

二 特別積立金

三 職員退職給與積立金

第三十四條 普通積立金ハ資本ノ缺損ノ填補ニ充ツ

普通積立金ノ積立ハ每事業年度ニ於テ剩餘金ノ五分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ但シ普通積立金ノ額ガ資

本ノ四分ノ一ノ額ニ達シタルトキハ十分ノ一迄下ルコトヲ得

三八

第三十五條 特別積立金ハ災害等ニ因リテ生ズルコトアルベキ特別ノ損失ノ填補ニ充ツ

特別積立金ノ積立ハ毎事業年度ニ於テ剩餘金ノ十分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

第三十六條 職員退職給與積立金ハ之ヲ職員退職給與金ノ資ニ充ツ

職員退職給與積立金ノ積立ハ毎事業年度ニ於テ剩餘金ノ二十分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

第三十七條 特別積立金及職員退職給與積立金ハ評議員ニ諮問シテ之ヲ一時他ノ目的ニ使用スルコトヲ得

第五章 雜 則

第三十八條 厚生大臣ハ住宅營團法第三十五條ノ規定ニ依リ事業計畫ニ付認可ヲ爲サントスル場合ニ

於テ其ノ事業ガ都市計畫ニ影響スルコトアルベシト認メラルルトキハ内務大臣ニ協議スベシ

附 則

本令ハ住宅營團法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

住宅營團定款

(昭和十六年四月二十二日
厚生大臣認可)

第一章 總 則

第一條 本營團ハ住宅營團法ニ依リテ設立シ住宅營團ト稱ス

第二條 本營團ハ勞務者其ノ他庶民ノ住宅ノ供給ヲ圖ルコトヲ目的トス

第三條 本營團ノ主タル事務所ハ之ヲ東京市ニ置ク

本營團ノ從タル事務所ハ之ヲ東京市、大阪市、名古屋市、福岡市及仙臺市ニ置ク

本營團ハ業務ノ都合ニ依リ便宜ノ地ニ出張所ヲ置クコトヲ得

第四條 本營團ノ公告ハ官報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第二章 資 本 金

第五條 本營團ノ資本金ハ一億圓トス

第六條 政府ハ一億圓ヲ本營團ニ出資スルモノトス

政府ハ土地ヲ以テ出資ノ目的ト爲スコトヲ得ルモノトス

四〇

第三章 役員職員及會議

第七條 本營團ニ理事長副理事長各一人理事四人以上及監事二人以上ヲ置ク

第八條 理事長ハ本營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副理事長ハ理事長ノ定ムル所ニ依リ本營團ヲ代表シ理事長ヲ補佐シテ本營團ノ業務ヲ掌理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ理事長ノ定ムル所ニ依リ本營團ヲ代表シ理事長及副理事長ヲ補佐シテ本營團ノ業務ヲ掌理ス

理事ハ理事長ノ豫メ定メタル順位ニ依リ理事長及副理事長共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理

事長及副理事長共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ本營團ノ業務ヲ監査ス

第九條 理事長、副理事長、理事及監事ハ厚生大臣之ヲ命ズルモノトス

理事長、副理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第十條 理事長、副理事長、理事及監事ノ報酬及手當ノ額ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ理事長之ヲ定ム

第十一條 理事長、副理事長及理事ハ從タル事務所ノ業務ニ關シ必要ト認ムルトキハ一切ノ裁判上又

ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人(支配人)ヲ選任スルコトヲ得

第十二條 理事長、副理事長及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル

トキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 本營團ニ評議員三十人以内ヲ置キ厚生大臣之ヲ命ズルモノトス

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述

フルコトヲ得

左ノ事項ハ之ヲ評議員ニ諮問スルモノトス

一 事業計畫ノ設定及其ノ重要ナル變更

二 職制並ニ職員及業務ノ執行其ノ他ニ關スル重要ナル規程ノ制定及改廢

三 住宅債券ノ發行及償還ニ關スル事項

四 剩餘金ノ處分

五 其ノ他本營團ノ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニシテ理事長ニ於テ必要ト認メタルモノ

理事長必要ト認ムルトキハ評議員會議ヲ開クコトヲ得

四二

第十四條 本營團ニ顧問及參與ヲ置クコトヲ得

顧問及參與ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ理事長之ヲ委嘱ス

顧問ハ業務經營ニ關スル特ニ重要ナル事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ズ

參與ハ業務經營ニ關スル専門ノ事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ズ

第十五條 本營團ノ職制並ニ職員ノ任免、給與、分限及執務ニ關シ必要ナル事項ハ理事長之ヲ定ム

第四章 業務及其ノ執行

第十六條 本營團ハ左ノ業務ヲ行フ

- 一 住宅ノ建設及經營
- 二 住宅ノ建設及經營ノ受託
- 三 一團地ノ住宅ノ建設又ハ經營ノ場合ニ於ケル水道、乗合自動車、市場、食堂、浴場、保育所、授産場、集會所其ノ他ノ施設ノ建設及經營
- 四 住宅ノ建設ノ爲ニスル資金ノ貸付

五 住宅ノ賣買及貸借ノ仲介

六 前各號ノ業務ニ附帶スル事業

第十七條 本營團ハ毎事業年度ノ初ニ於テ事業計畫ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クルモノトス之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十八條 本營團ノ業務ノ執行ニ關シ必要ナル事項ハ理事長之ヲ定ム

第五章 住宅債券

第十九條 本營團ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ住宅債券ヲ發行スルコトヲ得

第二十條 住宅債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

住宅債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十一條 本營團ハ住宅債券借換ノ爲一時第十九條ノ制限ニ依ラズ住宅債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ住宅債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊住宅債券ヲ償還スルモノトス

四三

第二十二條 住宅債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十三條 住宅債券ノ償還期限ハ其ノ發行後二十五年以内トス

第二十四條 無記名住宅債券ヲ償還スル場合ニ於テ欠缺セル利札アルトキハ之ニ相當スル金額ヲ償還額ヨリ控除ス但シ既ニ支拂期ノ到來シタル利札ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ利札ノ所持人ノ請求アリタルトキハ之ト引換ニ控除金額ノ支拂ヲ爲スモノトス

第二十五條 住宅債券ノ買入銷却ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ買入價格ハ券面額ト買入當日迄ノ經過利子額トノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十六條 賣出ノ方法ニ依ル住宅債券ノ發行又ハ住宅債券ノ償還ニ關シ必要ナル事項ハ豫メ之ヲ公告ス

第二十七條 無記名住宅債券ヲ記名ト爲シ又ハ記名住宅債券ヲ無記名ト爲サントスルトキハ其ノ請求書ニ債券ヲ添ヘ本營團ニ提出スルコトヲ要ス

無記名住宅債券ヲ記名ト爲スベキ請求アリタルトキハ本營團ハ之ニ記名紙ヲ添附シ其ノ手續ヲ了シタル上理事長證印シテ請求者ニ之ヲ還付ス

記名住宅債券ヲ無記名ト爲スベキ請求アリタルトキハ本營團ハ之ト引換ニ同一番號ノ無記名ノ新債

券ヲ交付ス

第二十八條 記名住宅債券ノ名義書換ヲ爲サンスルトキハ讓渡人及讓受人雙方ノ署名又ハ記名捺印シ

タル請求書ニ債券ヲ添ヘ本營團ニ提出スルコトヲ要ス

相續、遺贈、競賣等ニ因リ記名住宅債券ヲ取得シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依ルコト能ハザルトキハ其ノ取得ヲ證スル書面ヲ添ヘ名義書換ヲ本營團ニ請求スルコトヲ要ス

前條第二項ノ規定ハ前二項ノ名義書換ニ之ヲ準用ス

第二十九條 無記名住宅債券又ハ其ノ利札ヲ滅失若ハ紛失シタル場合又ハ之ヲ盜取セラレタル場合ニ於テハ公示催告手續ニ依リ除權判決ヲ受ケタル後ニ非ザレバ其ノ代債券又ハ代利札ヲ交付セズ

第三十條 記名住宅債券災害ニ因リ滅失シタルトキハ所有者ハ其ノ事由券面金額及番號ヲ詳記シ二人以上ノ保證人ヲ立テ本營團ニ届出デ代債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ本營團ハ其ノ證據明カナル場合ニ限り代債券ヲ交付ス其ノ證據明カナラザル場合ニ付テハ紛失ノ例ニ依ル

第三十一條 記名住宅債券ヲ紛失シタルトキ又ハ之ヲ盜取セラレタルトキハ所有者ハ其ノ事由、券面金額及番號ヲ詳記シ本營團ニ届出デ代債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ本營團ハ請求者ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ一月以内ニ其ノ債券ヲ發見シタル旨ノ届出ナキトキハ二人以上ノ保證人ヲ立テシメ代債券ヲ交付ス

第三十二條 記名住宅債券ノ滅失、紛失又ハ盜取ノ届出ニ關シ異議ノ申立ヲ爲ス者アルトキハ本營團ハ管轄裁判所ノ判決確定ノ後ニ非ザレバ代債券ヲ交付セズ

第三十三條 住宅債券ヲ汚染又ハ毀損シタルトキハ所有者ハ其ノ事由ヲ詳記シ其ノ債券ヲ添へ本營團ニ提出シ代債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ本營團ハ其ノ債券ヲ審査シ真正ナリト認ムルモノニ限り代債券ヲ交付ス其ノ真正ナルコトヲ鑑別シ難キモノニ付テハ紛失ノ例ニ依ル

第三十四條 記名住宅債券ヲ無記名ニ若ハ無記名住宅債券ヲ記名ニ書換ヲ爲ス場合又ハ住宅債券若ハ其ノ利札ヲ滅失、紛失、汚染、若ハ毀損シタル等ノ爲代債券又ハ代利札ヲ交付スル場合ニ於テハ請求者ヨリ一通ニ付三十錢ノ手数料ヲ徵收ス

記名住宅債券ノ名義書換ヲ爲ス場合ニ於テハ請求者ヨリ債券一通ニ付十五錢ノ手数料ヲ徵收ス

第三十五條 償還、買入銷却又ハ交換ニ因リ本營團ニ回收シタル住宅債券ハ其ノ要部ニ付消印ヲ捺シ又ハ打抜ヲ施シ時効期間内之ヲ保管ス

第六章 會 計

第三十六條 住宅債券又ハ其ノ利札ニ付消滅時効ノ完成セントスルモノアルトキハ本營團ハ時効期間満了ノ時ヨリ少クトモ一月以前ニ其ノ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ通知ス

第三十七條 住宅債券又ハ其ノ利札ニ付消滅時効ノ完成シタルモノアルトキハ本營團ハ住宅債券原簿ニ時効免責ノ記入ヲ爲シ且其ノ住宅債券又ハ利札ノ種類、記號、番號、枚數及金額ヲ公告ス

第三十八條 本營團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス

第三十九條 本營團ハ毎事業年度ニ於ケル剩餘金中ヨリ左ノ積立金ヲ積立ツルモノトス

- 一 普通積立金
- 二 特別積立金
- 三 職員退職給與積立金

第四十條 普通積立金ハ資本ノ缺損ノ填補ニ充ツ

普通積立金ノ積立ハ毎事業年度ニ於テ剩餘金ノ五分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ 但シ普通積立金ノ額ガ資本ノ四分ノ一ノ額ニ達シタルトキハ十分ノ一迄下ルコトヲ得

第四十一條 特別積立金ハ災害等ニ因リテ生ズルコトアルベキ特別ノ損失ノ填補ニ充ツ

特別積立金ノ積立ハ每事業年度ニ於テ剩餘金ノ十分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

第四十二條 職員退職給與積立金ハ之ヲ職員退職給與金ノ資ニ充ツ

職員退職給與積立金ノ積立ハ每事業年度ニ於テ剩餘金ノ二十分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

第四十三條 特別積立金及職員退職給與積立金ハ評議員ニ諮問シテ之ヲ一時他ノ目的ニ使用スルコト

ヲ得

第四十四條 本營團ハ第三十九條ノ規定ニ依ル積立金ノ外必要ニ應ジ目的ヲ定メテ積立ヲ爲スコトヲ

得

第四十五條 剩餘金中ヨリ第三十九條及前條ノ規定ニ依ル積立金ヲ控除シタル殘額ハ之ヲ配當金及繰

越金ト爲スモノトス

第四十六條 剩餘金ノ配當ハ拂込ミタル出資額ニ對シ年三分五厘ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ザルモノト

ス

第四十七條 剩餘金ノ處分ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ行フ

第四十八條 本營團ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 國債、地方債又ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得ヲ爲スコト

二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト

第四十九條 理事長ハ設立ノ時及每事業年度ノ初ニ於テ財産目錄、貸借對照表、損益計算書及業務報

告書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クモノトス

債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第七章 定款ノ變更

第五十條 本定款ヲ變更セントスルトキハ評議員總數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得タル上厚生大臣ノ認

可ヲ受クルモノトス

◎住宅營團、支所ノ所在地

| | | | | | | |
|---|---|---|--------------------------------|---|------------------------------------|--|
| 住宅營團 | 東京支所 | 大阪支所 | 大阪支所 廣島出張所 | 名古屋支所 | 福岡支所 | 仙臺支所 |
| 東京市麴町區霞ヶ關三丁目三番地ノ四 電話銀座(57)自六一一五番 至六一一五番 | 東京市麴町區霞ヶ關三丁目三番地ノ四 電話銀座(57)自六一一五番 至六一一五番 | 大阪市天王寺區悲田院町九三番地 電話、天王寺(臨時)九七二〇番 一七七九番 | 廣島市猿樂町一五番地 産業獎勵館内 電話、中二六三〇番 | 名古屋市東區布池町三二番地太洋商工 ビル内 電話東五五四八四番 五四六三〇番 | 福岡市濱町一五番地 電話福岡西一三三九二番 一三三九三番 | 仙臺市勾當臺通二七、二八番地宮城縣 應内 電話仙臺四九五五番 二〇八一五番 |

◎役員及主ナル職員

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|------|------|-------|-------|------|--------|-------|-------|------|------|-----|-------|
| 理事長 | 副理事長 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 監事 | 監事 | 監事 | 參事 | 參事 | 參事 |
| 添田敬一郎 | 岡田周造 | 中村重喜 | 福田重義 | 宮澤小五郎 | 北岡壽逸 | 立田清辰 | 後藤耕造 | 青木信光 | 杉本正幸 | 二見直三 | 水谷秀雄 | 迫靜吾 | 白戸半次郎 |
| 總務局長 | 建設局長 | 經營局長 | 研究部長 | 東京支所長 | 大阪支所長 | 子爵 | 名古屋支所長 | 福岡支所長 | 仙臺支所長 | | | | |

413
262

昭和十六年十二月五日 印刷
昭和十六年十二月十日 發行

非賣品

編輯兼 住 宅 營 團
發行人 代表者 添 田 敬 一 郎

電話銀座 代表六二一(5)
夜間六二二五

東京市芝區愛宕町二丁目十四番地

印刷者 渡 邊 丑 之 助

東京市芝區愛宕町二丁目十四番地

印刷所 愛宕印刷株式會社

電話 二八八六
四三三〇

